

豊岡市社会教育推進委員会設置要綱

令和 7 年 2 月 20 日 豊岡市教育委員会告示第 2 号

(設置)

第 1 条 豊岡市の社会教育の総合的な推進及び社会教育の施策に関する事項について意見を聴くため、豊岡市社会教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 社会教育の総合的な推進及び施策に関する事項
- (2) 豊岡市社会教育基本計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに関する事項
- (3) 計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、社会教育の推進に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係団体又は関係機関に属する者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 公募による市民
- (6) 前 5 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員がその要件を欠いたときは、その委員は解職されるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等の職務)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。